

京都市告示第457号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成30年12月10日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社クラ・ゼミ（代表取締役 倉橋 義郎）

2 申請者の主たる事務所の所在地

静岡県浜松市中区田町230番地の15

3 事業所の名称

こどもサポート教室「きらり」西院校

4 事業所の所在地

京都市右京区西院東今田町33番1号サンフットビル3階

5 指定する事業の種類

児童発達支援，放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成30年11月30日

7 事業所番号

2650700319

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）